第３　起業地

１　収用の部分　愛媛県新居浜市萩生字本郷及び字岸ノ下並びに大生院字喜来、字喜来西ノ原、字本村及び字岸影地内

２　使用の部分　愛媛県新居浜市萩生字本郷及び字岸ノ下並びに大生院字喜来、字喜来西ノ原、字本村及び字岸影地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県新居浜市萩生字本郷地内から同市大生院字岸影地内までの延長1,577ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道11号改築工事（新居浜バイパス現道拡幅部）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道11号（以下「本路線」という。）は、徳島市を起点とし、高松市、新居浜市等を経由して、松山市に至る延長約273㎞の主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、新居浜市街地の南西部を通過し、沿線には住家、店舗、事業所等が連たんしていることから、地域住民による地域内交通に利用されているほか、本路線が通過する四国中央市、新居浜市及び西条市の臨海部には、製紙、化学、非鉄金属、造船業等の工場が集積する四国有数の工業地帯が存しており、現道はこれらを往来する物流等による通過交通にも広く利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず２車線の道路であることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、新居浜市萩生443―１地点で24,708台／日であり、混雑度は2,02となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成25年３月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査によると、起業地及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ及びネアカヨシヤンマ等が確認されており、これらのうち重要な種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。なお、植物については、重要な種は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。

加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、愛媛県教育委員会と協議を行い、今後、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、現道を４車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和60年８月20日に都市計画決定され、平成21年１月13日に変更決定された都市計画と、交差点部の中央帯幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生していることなどから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、新居浜市長を会長とする新居浜市主要幹線道路整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛媛県新居浜市役所

○海上保安庁告示第百三十七号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。